

平成20年第3回尾鷲市議会臨時会会議録

平成20年10月28日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成20年10月28日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第62号 平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の  
議決について
- 日程第 4 議案第63号 工事請負契約について(市道梅ノ木谷線道路改良工  
事)  
(提案説明、質疑、委員会付託)
- 日程追加 陳情第 4号 新規採石業開設の反対を求める陳情
- 日程追加 会期延長の件

出席議員(15名)

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1番 神保美也 議員  | 2番 内山鉄芳 議員   |
| 3番 三鬼孝之 議員  | 4番 田中 勲 議員   |
| 5番 真井紀夫 議員  | 7番 三鬼和昭 議員   |
| 8番 高村泰徳 議員  | 9番 與谷公孝 議員   |
| 10番 端無徹也 議員 | 11番 濱中佳芳子 議員 |
| 12番 北村道生 議員 | 13番 村田幸隆 議員  |
| 14番 濱口文生 議員 | 15番 中垣克朗 議員  |
| 16番 南 靖久 議員 |              |

欠席議員(0名)

説明のため出席した者

市 長	奥 田 尚 佳 君
会計管理者兼出納室長	湯 浅 英 男 君

市長公室長	栗藤和治君
総務課長兼防災危機管理室長	川口明則君
税務課長	世古正太郎君
福祉保健課長	宮本忠明君
環境課長	楠文治君
環境課廃棄物・資源リサイクル担当調整監	佐々木進君
市民サービス課長	山下恭徳君
建設課長	北村都志雄君
新産業創造課長	奥村英仁君
水産農林課長	岩出育雄君
水道部長	川端直之君
尾鷲総合病院事務長	大倉良繁君
尾鷲総合病院総務課長	大川一文君
尾鷲総合病院医事課長	世古讓治君
教育委員長	北澤雅臣君
教育長	田中稔昭君
教育委員会教育総務課長	吉澤壽朗君
教育委員会生涯学習課長	三木正尚君
教育委員会学校教育担当調整監	玉津勲哉君
監査委員	濱田俊次君
監査委員事務局長	濱野薫久君

議会事務局職員出席者

事務局長	山本和夫
議事・調査係長	内山雅善
議事・調査係主査	竹平專作

〔開会 午前10時01分〕

議長（與谷公孝議員） これより平成20年第3回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） おはようございます。

本日は、早朝より平成20年第3回臨時会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

提出議案につきましては、何とぞよろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会のごあいさつといたします。よろしくお願ひいたします。

議長（與谷公孝議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において2番、内山鉄芳議員、3番、三鬼孝之議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日だけに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第62号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」及び日程第4、議案第63号「工事請負契約について（市道梅ノ木谷線道路改良工事）」の2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） それでは、議案第62号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」につきましてご説明いたします。

それでは、お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第4号）書及び予算説明書の1ページをごらんください。

今回お願いする補正予算は2,936万2,000円を追加し、予算総額を88億8,028万8,000円とするものであります。

3ページをごらんください。

歳入につきましては、13款国庫支出金、2項国庫補助金で1,095万5,000円の増額です。これは、台風13号により被災しました林道口スボ線等の災害復旧費補助金であります。

14款県支出金、3項委託金はこれも台風13号により尾鷲港に漂着した流木等の清掃業務委託金であります。

17款繰入金、1項基金繰入金は災害復旧費等、市費負担分につきまして財政調整基金から730万7,000円を繰り入れるものであります。

20款市債、1項市債は災害復旧債として960万円を追加するものであります。

続きまして4ページをごらんください。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費では45万1,000円の増額でございます。これは、平成19年第3回定例会において、当時尾鷲市議会議員であった私の一般質問における発言に関し、本市に対して国家賠償法第1条第1項の規定に基づき「地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて故意または過失によって違法に他人に損害を加えた」として謝罪広告等請求事件の訴状が提出されたことに伴う弁護士費用でございます。このことについては市民の皆様を始め、関係各位にご迷惑をおかけすることを心からおわび申し上げます。なお、この裁判の判決により尾鷲市が不利益をこうむる場合には、私の責任において対応してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

7款土木費、4項港湾費は150万円の増額です。これは尾鷲港湾施設清掃業務委託料の増額によるものであります。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費は2,741万1,000円の増額で、林道口スボ線ほか4路線の災害復旧工事費等であります。

次に議案第63号、工事請負契約につきましては、平成20年度市道梅ノ木谷線道路改良事業である、市道梅ノ木谷線道路改良工事請負契約を丸昇建設・橋本組特定建設工事共同企業体、代表者尾鷲市倉ノ谷町26番21号、株式会社丸昇建設、代表取締役小倉章弘と1億6,249万8,000円にて締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第62号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)案」、議案第63号「工事請負契約について(市道梅ノ木谷線道路改良工事)」の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(與谷公孝議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。

3番、三鬼孝之議員。

3番(三鬼孝之議員) 質疑の通告をしておりますので質疑を行いたいと思います。

これは総務産業常任委員会に付託されておりますから簡潔に行いたいと思います。そしてまた、さきの議運での議論もいろいろありましたので、重複する点があるかと思いますが、どうぞご容赦願いたいと思います。

それでは、議案第62号、平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決について質疑を行います。3点ほどお聞きいたしますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

まず1点目には、公判にかかる2款1項1目一般管理費、8節報償費の45万1,000円が計上されておりますけれども、この積算根拠について内容をお伺いいたしたいと思います。

2点目につきましては、今回の公判の訴状がこれまで熊野地裁がやっとなつたわけでございますけれども、津地裁にかわりまして訴状が津地裁から尾鷲市に届いたのが9月10日であるという議会運営委員会の市長の発言がありました。それで9月10日に受け取って、実際、市が総務課を中心に動き出したのが10月初旬と聞いておりますけれども、かなり日数がたっておりますね、こういう重大な

事件が起きた中で。その辺のところ、もっと早い時期に対応して議会の方に明らかにすべきじゃなかったのかなという思いがありますので、その点どうだったのかなというのを伺いたしたいと思います。

それと、3点目が今回市が被告になったということで、弁護士の選任に当たって市が、顧問弁護士がいる中で、今回の弁護士は市長において熊野市在住の弁護士に委託するというようなお話も聞いておりますので、その辺の弁護士の選任に誤りはないのかどうかという思いが私にありますので、市長の考え方をお聞きいたしたいと思います。

議長（與谷公孝議員） 先ほど三鬼議員からの総務委員会に付託になったという表現でありましたが、まだそれは決しておりませんので、訂正方、よろしく。

市長。

市長（奥田尚佳君） それでは、三鬼孝之議員の質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の積算根拠につきましては、後ほど総務課長の方から説明させたいというふうに思います。

それで、2点目の9月10日に訴状が届いてから議会の報告が遅かったんじゃないかということでもありますけど、その件につきましては深くおわびしたいというふうに思います。9月10日の日に訴状が届きまして、私の方で内容を見たところ、内容的には訴状の内容が昨年暮れから原告と私でやっている裁判の内容がほとんど同じだったものですから、なぜこんな来たのかなという思いで、まず今やっていた個人の方の裁判についてお願いしている弁護士さんに、こんな来たんですけど、どういうわけですかねという相談をまずさせていただいた。その中で、弁護士さんの方は何でなんだろうなという話でして、ちょっと検討しようかという話でして、それでちょっと10月の、10月入ってちょっと1カ月ぐらい、1カ月弱ですか、検討していただいたという状況で、その辺は深くおわびしたいと思います。

それで、今回の弁護士の件ですけれども、そういう経緯もありまして、10月に入って私が個人的にお願いしている弁護士さんの方から、まず地元の弁護士さんに相談してみたらどうかという話がありまして、そういうことで結果的に地元の弁護士さんを使うということになったということでもあります。以上でございます。

議長（與谷公孝議員） 総務課長。

総務課長（川口明則君） それでは、ただいまの1点目の質疑に対してご説明いたし

ます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、8 節報償費 45 万 1,000 円の積算基礎及び内訳でございますが、弁護士費用として着手金として 21 万円、これは損害賠償額の 300 万円に対し、10%の 30 万円が弁護士費用の標準割合であると聞いております。さらに、交渉の中で弁護士の方から 3分の2 によろしいですよということでありました。このことから消費税を含め 21 万円となっております。次に、報酬金として着手金と同額の 21 万円です。これの積算方法も先ほどの着手金と同様であります。次に、日当といたしまして 3 万 2 400 円。これは本年度 6 回の出廷があると想定し、津地裁までの、津までの JR 東海南紀号熊野・津市間、1 回 5,040 円の 6 回分の実費旅費分であり、先ほどの着手金、報酬金と合わせ計 45 万 1,000 円となっております。以上であります。

議長（與谷公孝議員） 3 番、三鬼孝之議員。

3 番（三鬼孝之議員） これ、費用の問題ですけれども、市の顧問弁護士を使った場合、市の弁護士に年間 30 万円程度払っているということをお伺いいたしておりますけれども、市の顧問弁護士を使った場合にこの費用の問題で、その辺は検討されましたか。安くなるとか高くなるとかというような、そういう問題は検討されたのかどうかという問題を 2 回目にお聞きいたしたいと思います。訴状の対応でいろいろ長い期間があったということで、今、市長いろいろと苦慮されたような答弁ありましたけれども、議会側に示されたのは議長に一応言うんでしょけれども、議会側に示されたのはいつごろだったかをお聞きいたしたいと思います。

それで、問題はこの 3 点目の弁護士の選任でございますけれども、市が被告になったということで、市の顧問弁護士がいる中で、ほかの弁護士さんを頼むということについてはいろいろと、私もいろいろと専門家に調べた結果、将来的にいろいろ問題が生じるんじゃないかというようなお話を聞いております。まず今回の公判につきましては、おそらく一般民事裁判というのは勝訴、敗訴、和解ということになると思いますけれども、今回の場合は和解ということはちょっと考えられないかなというような考えの中で、勝訴か敗訴かどちらかですね、可能性としては。例えば、市長に失礼ですけども、市が敗訴した場合、想定した場合に、尾鷲市と奥田市長とが利害対立関係になるらしいです。そうした場合、今、市に顧問弁護士がある中で、市の顧問弁護士は尾鷲市の利益を守る立場ですから、敗訴になった場合は求償する弁護士になり得ると、顧問弁護士がね。ほんで、今回の熊野の弁護士さんということで、熊野の弁護士さんは弁護して敗訴した場合は

求償される弁護士になるわけですね。ですから、求償する側と求償される側の弁護士が同一ということは、将来的にいろんな問題が生じるんじゃないかというようなお話を聞いておりますので、市長はその辺のところもきちっと、これまでの弁護士なりこれから弁護をする熊野の弁護士さんにそういう求償する弁護士、求償される弁護士の立場を専門的に伺っておるのかをお聞きして質疑を終わりたいと思います。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） まず、今の質問で、安いのか高いのかという問題ですけど、費用面に関してですが。大川弁護士は顧問弁護士という形でありますけれども、ただ、顧問弁護士であっても、この前もちょっと病院の方でいろいろとややこしい、ややこしくはないですけども、ちょっと相談したときにも、着手金というのが発生するんですね。そういう金額とか見ていたら、そう変わらないか、それともむしろ地元の弁護士を頼んだ方が安いというふうに私は最終的に判断しました。

それから、議会への報告ということですが、私も最終的には10月20日に議長の方には申し上げましたけど、その前に私は17日金曜日から出張入っていたということで、その前かな、担当者の方からはそういう話はしてもらっていたというふうには聞いております。ただ、ちょっと遅くなったということにつきましては、深くおわびしたいと思います。

それから、将来的な影響ということなんですけれども、確かな話、就任してから思うことなんですけれども、大川弁護士を顧問弁護士にいただいています。同時に市民相談の方もやってもらっているんですね。ですからまあ、これはちょっと問題じゃないかと、両方やってもらうというのはやっぱり利害が絡んでしまうということがありまして、これについては来年から見直そうじゃないか、3月までが契約になっていますので、来年の4月からはその辺のことを踏まえて契約を見直そうかという話を庁内でしております、そういう方向で今動いているという状況であります。ですから、その求償とかその辺につきましては、私もまだ考えていないんですけども、その辺も弁護士さんと相談しながら進めたいなと思っています。

議長（與谷公孝議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） 求償する側の弁護士と求償される弁護士とのそういう点をよく法的に調査して今後やってもらわないと大変かなと思いますので、その点、よろしく願いいたします。それと最後に、今回なぜ市が被告になったのかという

ような疑問を持つとる方が、議員も含めて、一般市民もそうやって思われとる方がいると思いますので、その点につきましては、当時の奥田議員がそういう本会議で発言をしたということで、職務の違法行為が問題になっておりましてね。それで、その職務の違法行為というのはまだ公判の最中ですから結論は出ておりませんが、議会の開会は現在市長にありますね、権限は。議会じゃないですね。そういう市長が権限を持っている議会の中で、公職にある議員がそういう発言をしたということは、市民に対して職務としての第一義的責任者は尾鷲市であるという解釈で、原告の方は尾鷲市を被告にしたというような法的なお話を聞いておりますので、これは参考までにお話しをしておきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。その点については市長はどういう考えを持っておりますか。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 個人レベルの裁判が続いていまして、取り下げということになりましたけれども、私としてはなぜ尾鷲市なのかということはいまだに理解できないという状況でありまして、公権力の行使ということでもありますけど、これも故意または過失がある場合ですかね、といったところですけれども、非常にこの変の立証というのは、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたということについて、国または公共団体が賠償責任を負うということなんですけれども、私としては、当時はやっぱり尾鷲市のことを考えて、突然出てきた、財政厳しい中で出てきた1億円を超える予算計上でしたので、そういう意味で当然の質問をさせていただいたという状況と思っておりますので、そういう意味では私としてはもう全く理解できないという状況です、はい。

議長（與谷公孝議員） 他にございませんか。

15番、中垣克朗議員。

15番（中垣克朗議員） 今の三鬼議員の関連質疑ですけれども、補足ではないんですが、一応その結語としてですね、原告側の、「被告は原告に対し国家賠償法第1条1項、同法第4項に基づき」とありますが、これは公権力のね、やはり議員も公権力として判例にも、ああいう発言をなされたということは、刑訴のたしか320条だったかな、伝聞証言は証言能力がないんですよ、規定されているようにね。だから、あなたはどういう経路でああいう官製談合なんていうような発言をなされたか、私も確たる証拠がないときは気をつけないかんよと注意したのはご記憶かと思うんですけれども、今回の裁判のいわゆる第1条にもありますよ

うに、国家賠償法のこれ、1項のことは触れていませんでしたけれども。いいですか、公務員に故意または重大な過失があったときは、公共団体は、国はもう省略します、公共団体はその公務員に対して求償権を有するときちっと規定されております。公権力についても判例が多々載っております。第4条は民法に照らして、第4条については……。ちょっと待ってください。民法に照らしてやるということですから、第4条は、内容はね。ですから、国家賠償法って大げさなように思うけれども、結局、この民法の適用ということをうたっておりまして、原告側も国または公共団体の損害賠償の責任については民法の規定によるという条文を、4条をうたってきておりますので、その2つを考えていきますと、市に一たんそういうものの市側が負担したもので、市長個人に求償権があるんですから、当然、簡単に言えば市長が全部法定費用を払わなければならないという論理になりますよね。ですから、この中で過日の議運あるいは全協で、私は勝訴できるんだと、そういうふうにはこれは一般質問めいてしまいますが、勝訴できるとおっしゃって新聞にも載っていましたが、地元紙に。根拠は何ですか。勝訴するという根拠は。

議長（與谷公孝議員） 質疑の、議案に対する質疑です。

15番（中垣克朗議員） もう一度、議長。じゃ、簡単にもう最後に一言言います。

あなたは勝訴なさるとおっしゃっていましたが、この裁判において敗訴なされた場合には、例えば名誉棄損の形ですから、懲役3年もしくは禁固3年、あるいは罰金刑があります。この名誉棄損だけじゃないと思うんですね、信用棄損なり侮辱罪なりが加味されてくると思うんです、裁判で。最後に一言お聞きします。もし、敗訴をなさったら、あなたは市長を辞任する覚悟はおありですか。

議長（與谷公孝議員） 中垣議員に申し上げます。質疑の範疇をちょっと超えていると判断しますので、この後に委員会に付託されておりました場合は、そこでも何かと聞ける範囲もあるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

15番（中垣克朗議員） はい、わかりました。

議長（與谷公孝議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第62号及び議案第63号の2議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所

管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(與谷公孝議員) ご異議なしと認めます。よって、2議案は所管の常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。

この際、陳情第4号「新規採石業開設の反対を求める陳情」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(與谷公孝議員) ご異議なしと認めます。よって、陳情第4号を日程に追加し、議題といたします。

ただいま議題となりました陳情につきましては、朗読を省略し、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(與谷公孝議員) ご異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託議案及び陳情の審査をしていただくため、第2・第3委員会室において総務産業常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

委員会は10時40分より開くそうです。

〔休憩 午前10時31分〕

〔再開 午後 4時23分〕

議長(與谷公孝議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、尾鷲市長、奥田市長が体調不良のため欠席であります。副市長もおりませんので、ともに事故あるときは、またはともに欠けたときは市長の職務を代理する職員は総務課長とすると、このように尾鷲市長職務代理者を定める規則第2条に記載されておりますので、本席から皆様にお伝えします。

お諮りいたします。この際、会期延長の件を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(與谷公孝議員) ご異議なしと認めます。よって、会期延長の件を日程に追加

し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日と議決されておりますが、市長の体調不良により、お手元に配付の会期日程表のとおり、10月29日までの1日間を延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(與谷公孝議員) ご異議なしと認めます。よって、会期は10月29日までの1日間延長することに決しました。

以上で本日の会議は打ち切り、明日午前10時より総務産業常任委員会を再開していただき、委員会終了後、本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午後 4時25分]